

意 見 書

統合型リゾート施設（以下「IR」という。）は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込み、非常に大きな経済波及効果や雇用創出効果が見込まれるとともに、コロナ終息後の日本経済を牽引し、大阪・関西の持続的な成長のエンジンとなるものであり、大阪府・大阪市では、夢洲における世界最高水準の成長型IRの実現により、大阪のさらなる成長につなげていくこととしている。

特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）においては、区域整備計画の認定の申請にあたり、「公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置」（IR整備法第9条第7項）や都道府県議会の議決（IR整備法第9条第8項）、立地市町村の同意（IR整備法第9条第9項）などが要件として定められている。また、申請後は、国の特定複合観光施設区域整備計画審査委員会による公平かつ公正な審査を経て認定されることとなっている。

大阪府及び大阪市は、これまでIR誘致にあたり、府民・市民向けのセミナー等を開催するなど、住民の理解促進に努めてきており、令和3年12月の区域整備計画（案）作成後は、説明会やパブリックコメント手続、公聴会などを経て成案化し、府議会の議決及び立地市である大阪市の同意を得て、本年4月に国へ区域整備計画の認定申請を行い、現在、国において審査が進められているところである。

このように、大阪府及び大阪市は、IR整備法に基づき、必要な手続を実施してきた。また、地方自治制度の根幹は代表民主制であり、住民の意思の反映については、住民の選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たすこととなっており、選挙で選ばれた議会での十分な議論を経て議決されている。以上のことから、改めて住民

投票を実施することには意義を見出し難い。

なお、ギャンブル等依存症や治安・地域風俗環境などの懸念される事項については、具体的な対策を区域整備計画で示したところであり、I R事業者や関係機関と連携し、取組を進めていく。